

## 和解および損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 12 月 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

法律上青梅市の義務に属する損害賠償について和解し、損害賠償額を定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号および第 13 号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

## 和解および損害賠償額の決定について

青梅市は、売却した土地における隠れたかしに伴う損害賠償について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

記

### 1 和解および損害賠償の相手方

東京都青梅市滝ノ上町

### 2 事案の概要

都市計画道路 3・4・4 号線整備にかかる計画線上の民地の代替地として、平成 29 年 9 月 8 日付け土地売買契約にもとづき青梅市が相手方に売却した青梅市天ヶ瀬町 の土地において、契約時に確認できなかった埋設障害物が売却後の宅地造成工事中に発見され、その処分費用について請求されたものである。

### 3 和解の内容

(1) 青梅市は、本事案による損害について、相手方に対し、下記4の額を賠償する。

(2) 青梅市および相手方は、青梅市と相手方との間には、本事案に関し、このほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

#### 4 損害賠償の額

¥ 22,300,000. —